

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会

災害対応ガイドライン

令和5年11月改訂版

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会 災害対応ガイドライン

～災害対応指針～

私達は、秋田市災害対策基本条例に基づき、利用者の安否確認と生活支援をおこないます。

- 1) 安全に行動します。
- 2) 担当する利用者を優先します。
- 3) 災害の重大さを踏まえ、考えて判断して行動します。

※ここでいう災害とは、建物の損壊、ライフラインの停止等、生活に重大な影響を及ぼす災害のことです。

※ここでいう利用者とは、居宅介護(予防)支援利用者□高齢者福祉サービスの利用者□等です。

平常時の災害対策

災害時の対応にむけた事業所の体制整備と利用者及び関係機関と災害時の対応の確認を行っておきましょう。

○秋田市の防災体制(防災マップ等)について確認しておきましょう。

○支障が出ると予測される利用者については、事前に本人・家族や事業者等と対応や支援方法を決めておきましょう。

※3ページ「平常時から準備すること」参照。

災害時の対応

災害発生時には、自分の身の回りの安全を確認したら、担当する利用者の安全確保を最優先に対応しましょう。

確認内容については、被災状況(生存、身体状況、生活環境等)、被災後においても自宅・避難先での生活が可能かなどを把握し、サービスの調整および必要に応じて行政等へ報告し連携を図りましょう。

○状況によって対応の優先を変更して行動しなければならない場合が考えられます。落ち着いて行動しましょう。

○何らかの災害が発生し、秋田市に災害対策本部が設置された場合は、被害の有無にかかわらず報告します。

(災害対策本部設置の有無は秋田市ホームページで確認。)

○秋田市に災害対策本部が設置されない場合でも、災害により何らかの被害が発生した場合は報告します。

※4ページ「発災当日～応急期」参照。

災害発生後の対応

災害時の対応を行った上で、状況に応じて地域団体や関係機関と協働して、秋田市災害時要援護者の避難支援プランに基づいて災害時要援護者の支援を行きましょう。

※5ページ「復旧期」参照。

平常時から準備すること

- 事業所内のBCP、災害マニュアル作成
- 防災訓練の実施
- 防災用品の確認
- 災害時に必要な高齢者情報の整理
- 災害時の対応方法確認
- 指定避難所、要援護者のための福祉避難所の確認(P7~)
- 市と災害発生時の役割を確認 ←削除??
- 各関連機関と災害発生時の役割を確認
- 地域との連携、及び高齢者支援の啓発
- 災害時情報収集発信方法の確認
- 介護支援専門員の支援
- 介護予防支援業務における災害時に必要な利用者情報の整理

共通事項

○秋田市の防災体制については・・・秋田市のホームページで確認

URL : <http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/default.htm>

(検索)秋田市ホームページ → 秋田市防災コーナー

知識・情報

- ・避難情報
- ・避難場所
- ・指定避難所
- ・非常持出品
- ・防災教材貸出
- ・避難判断水位
- ・災害情報

計画・資料

- ・防災カルテ(小学校区ごとに危険箇所・避難所等をまとめた地図)
- ・洪水ハザードマップ
- ・津波ハザードマップ
津波避難場所・避難ビル(津波時の一時的避難場所や標高等を掲載)のリンクあり
- ・土砂災害ハザードマップ

発災当日～応急期(3・4日くらい)

地域包括支援センター・在宅介護支援センター	市(担当課)
<p>○身の安全確保 ・自身および家族、事業所職員、来所者等</p> <p>○出口の確保</p> <p>○火の始末(給湯室等)</p> <p>○通信手段の確保</p> <p>○災害状況等の情報収集</p> <p>○事業所の被災状況の確認 ・職員ならびに家族の被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の有無 ・建物被害 ・ライフラインの被害 など <p>○事業継続の判断</p> <p>○市(長寿福祉課: TEL888-5668 E-mail ro-wflg@city.akita.lg.jp) への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の被災状況 ・業務継続の可否 など <p>○利用者の安否確認</p> <p>サービス事業所からの情報提供を元に利用者の安否確認を行う</p> <p>利用者台帳の活用、安否確認優先順位を考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生存の確認 ・身体状況の確認 ・生活環境の確認 ・今いる場所で以前の生活継続可能かの判断 ・ケアプラン(サービス)変更の必要性確認 ・緊急対応の必要性確認 ・緊急入院・入所先の選定 <p>○担当圏域の被災状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、福祉協力員、地域関係者等 <p>○市(「福祉班」): 長寿福祉課: TEL888-5668 E-mail ro-wflg@city.akita.lg.jp) への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応の必要な人 ・圏域の状況に関する情報 <p>○市の指定避難所の情報確認・支援</p> <p>○市へ、福祉避難所の開設・受入体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の利用が必要な人の情報提供 <p>○緊急入所(定員超過)の必要な人の情報提供</p>	<p>○災害対策本部等設置</p> <p>※災害ボランティアセンターは市社協で設置。</p> <p>○各包括の被災状況、業務継続の確認</p> <p>○各包括からの報告</p> <p>○秋田市地域防災計画に基づく、福祉避難所受入の判断・申込や緊急入所(定員超過)の対応</p>

復旧期(～1ヶ月くらい)	
地域包括支援センター・在宅介護支援センター	市(担当課)
○市と連携し、地域包括支援センターの機能を維持	○市内全域のサービス提供事業所の被災状況の把握と情報公開
○介護支援専門員への支援	○介護保険等に関わる通知等の情報伝達
○サービス事業所の運営状況の把握と情報公開	
○自治会・民生委員・自主防災組織等との連携	
○生活再建に関わる制度・サービス等の情報周知、活用および利用支援	○生活再建に関わる制度・サービス等の情報収集及び公開
○仮設住宅等に住む要援護高齢者の実態把握	○市内高齢者の状況把握
○圏域内高齢者の実態把握	

秋田市災害対策基本条例

URL:<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/saigaijorei.htm>

災害時要援護者の避難支援プラン

URL:<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/community/EAplan.htm>

秋田市地域防災計画

URL:<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/plan/default.htm>

福祉避難所「災害時における福祉避難所」指定施設一覧

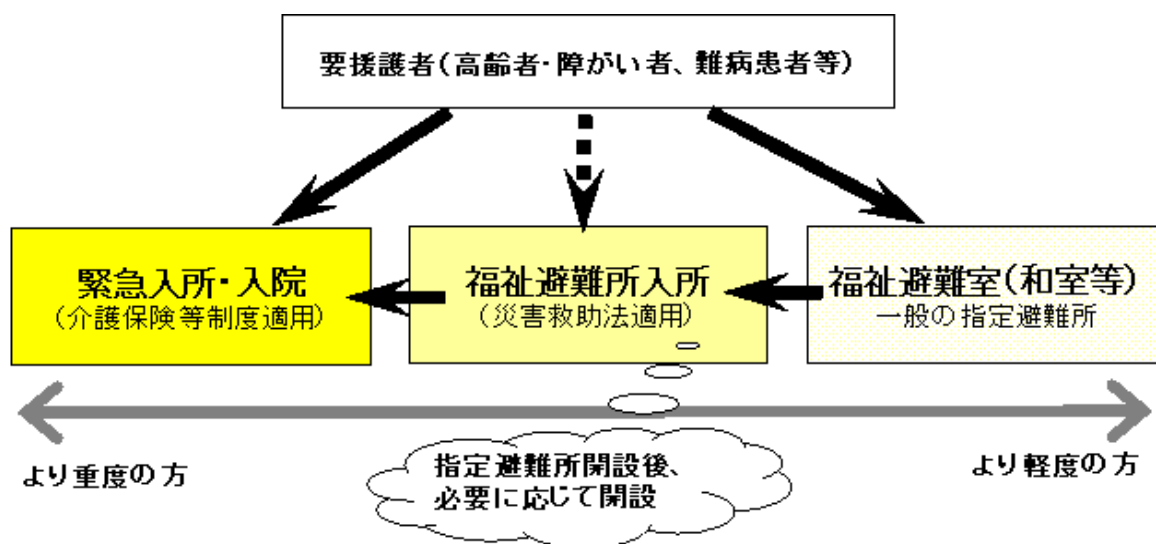
「第4次秋田市地域福祉計画」重点事業 災害に備えた支え合いの地域づくり

(秋田市HPより)

1. 福祉避難所までの流れ

1. 地震・風水害等の災害等が発生した場合は、まずは指定避難所（市が指定している地域センター、コミュニティセンター等）に避難してください。
2. その上で、避難生活が長引くことが予測される場合に、指定している高齢者施設、障がい者施設、特別支援学校に、市が福祉避難所を開設します。
3. 市が、指定避難所での避難生活が困難で配慮が必要な方を判断し、福祉避難所で受け入れる方を決定します。
4. 家族や地域の方の手助けで福祉避難所に移っていただきます。移送手段がない方については、市や福祉施設を運営する法人で移送を行います。
5. 本人の身体状態等に応じて、自宅や指定避難所に戻ることや、介護保険施設や医療機関への緊急入所、緊急入院となることもあります。

なお、福祉避難所は、災害発生後にただちに開設したり、必ず開設するものではありませんが、避難生活の長期化が予想され、指定避難所での生活が困難な方が生じた場合に、速やかに開設します。



2. 受入れする対象者

指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等および介助する家族（必要最少限）が対象となります。ただし、専門の介護老人福祉施設や医療機関等への入所・入院に至らない方となります（福祉避難所での生活が困難な場合は施設に緊急入所となることもあります）。

3. 福祉避難所指定施設一覧（令和4年7月現在）

直接、福祉避難所へ避難することはできません。まずは、小学校やコミセンなど、最寄りの指定避難所に避難してください。

福祉避難所は指定避難所での生活が困難な要援護者のための二次的避難所であり、受入の決定は市が行うので、自己判断での避難はできません。

地区	種別	名称	地域
東部地区 (河辺地区を含む)	高齢者 施設	特別養護老人ホーム光峰苑	添川
		光峰苑デイサービスセンター	
		光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台	
		特別養護老人ホーム魁聖園	新藤田
		魁聖園短期入所生活介護事業所	
		魁聖園デイサービスセンター	
		魁聖園ケアハウス	河辺
		秋田市河辺老人デイサービスセンター	
		特別養護老人ホーム河辺荘	
		ケアハウスファミリー園	桜
		ファミリー園デイサービスセンター	
		ショートステイ杏	
		介護老人保健施設桜の園	下北手
		特別養護老人ホーム太平荘	太平
		太平荘ショートステイセンター	
		ケアセンターきらら	
	ひだまりデイサービスセンター	東通	
	本道の街ショートステイセンター	柳田	
	本道の街デイサービスセンター		
	本道の街ゆったり館		
障がい者 施設	秋田ワークセンター	下北手	
	障害者支援施設ひだまり	東通	
	ほっとばんぶー	柳田	
	竹生寮		
柳田新生寮			
西部地区	高齢者 施設	軽費老人ホーム（A型）だいせん	新屋
		特別養護老人ホーム共生の里	浜田
		特別養護老人ホーム松涛園	
		養護老人ホーム松寿園	
		特別養護老人ホーム新成園	
		短期入所生活介護施設新成園	
		通所介護施設新成園	
	ケアハウス大地		
特別支援学校	秋田県立栗田支援学校	新屋	

南部地区 (雄和地区を含む)	高齢者施設	特別養護老人ホーム一つ森	上北手
		特別養護老人ホーム南寿園	
		特別養護老人ホーム花の家	雄和
		デイサービスセンター緑水苑	
		特別養護老人ホームやすらぎホームけやき	御所野
	障がい者施設	高清水園	上北手
		障害者支援施設雄高園	雄和
		障害者支援センター御所野	御所野
	特別支援学校	秋田県立視覚支援学校	上北手
		秋田県立聴覚支援学校	
		秋田県立秋田きらり支援学校	
	医療機関	御所野ひかりクリニック	仁井田
	北部地区	高齢者施設	デイサービスセンターあいらんど
特別養護老人ホーム幸楽園			上新城
ショートステイ幸楽園			
介護老人保健施設あいぜん苑			
特別養護老人ホーム金寿園			下新城
介護老人保健施設ニコニコ苑			
特別養護老人ホーム海松園			
秋田市外旭川デイサービスセンター幸			外旭川
ケアプラザあきた中央			
ショートステイひなた			土崎港
デイサービスセンターひなた			
ケアハウス土崎			
特別養護老人ホームひなた			
みそのホームデイサービスセンター		寺内	
みそのホームマリアの家			
みそのホームグループホーム			
特別養護老人ホーム高清水寿光園			
障がい者施設		げんきハウス金足	金足
		げんきハウス下新城	
		障害者支援施設ほくと	下新城
	指定相談支援事業所クローバー	飯島	

中央地区	高齢者 施設	きららアーバンパレス	大町
		リフレッシュコア中通	中通
		特別養護老人ホームリンデンバウムいずみ	泉
		リンデンバウムいずみショートステイ	
		リンデンバウムいずみデイサービスセンター	
		ケアハウススプリングヒル	
		高齢者介護施設ぬくもり山王	川尻
		秋田市川口デイサービスセンター	檜山
		小規模多機能居宅介護幸の家	南通
		光峰苑ショートステイケアホテルほどの	保戸野
		特別養護老人ホーム八橋	八橋
		秋田市八橋老人デイサービスセンター	
		秋田市老人福祉センター	
		秋田聖徳会養護老人ホーム	旭南
	障がい者 施設	ウェルビューいずみ障害福祉サービスセンター	泉
		秋田聖徳会障がい福祉サポートセンター聖和	川元

(参考)

秋田市指定避難所一覧: 避難場所

URL: <https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/bosai/1002188/1019811/index.html>

秋田市指定避難所一覧: 避難施設

URL: <https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/bosai/1002188/1021451/index.html>

秋田市福祉避難所「災害時における福祉避難所」指定施設一覧

URL: <https://www.city.akita.lg.jp/shisei/hoshin-keikaku/1011481/1004687/1005181.html>

水害ハザードマップ

<https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1033802.html>

土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/bosai/1002188/1029299/index.html>

津波ハザードマップ

<https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1022356/index.html>

平成25年2月発行

平成25年5月改訂

平成30年1月改訂

令和5年11月改定

編集／秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会

発行／秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会事務局

連絡先／秋田市八橋南一丁目8-2

電話 018-862-8114

FAX 018-862-8124